

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(1)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主やお客様をはじめとする全てのステークホルダーの視点から、経営の透明性・公正性やリスク管理の徹底と適時適切な情報開示に配慮しつつ、企業経営の効率性と経営の意思決定の迅速化を高めることを通じて、企業価値の継続的な向上を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な目的としています。

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針を以下のとおり定めております。

1、株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の実質的な権利と平等性を確保するため、少数株主や外国人株主に十分に配慮し、株主が権利を適切に行使できる環境の整備を進めます。

2、株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、長期にわたる持続的な成長は、お客様、従業員、取引先、債権者、地域社会をはじめとするステークホルダーの協力と貢献の結果に基づくことを認識し、ステークホルダーと適切に協働します。また取締役会及び経営陣は、法令遵守の下、ステークホルダーの権利・立場を尊重する企業風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮します。

3、適切な情報開示と透明性の確保

当社は、適時、適切に透明性の高い財務情報を開示する他、経営課題、リスクやガバナンスに係る非財務情報もわかりやすい形で提供するように主体的に取り組みます。

4、取締役会等の責務

取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、長期にわたる持続的な成長、企業価値の向上及び収益力・資本効率の改善を目的として、以下をはじめとする責務を果たします。

・中期経営計画を定めて、その実行を推進します。

・リスク管理体制を整備して、取締役のリスクテイクを適切に支えます。

監査等委員会は、取締役会及び取締役に対する実効性の高い監督を行います。

5、株主との対話

当社は、長期にわたる持続的な成長と企業価値の向上のため、株主総会以外の場においても、株主との間で建設的な対話を推進します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

(補充原則1-2-4)議決権の電子行使、招集通知の英訳

当社においては、国内の個人投資家の持株比率が高いことから、議決権の電子行使については、インターネット(パソコン、スマートフォン)による行使が可能なシステムを導入しております。なお、「議決権電子行使プラットフォーム」は採用していません。

また、当社の外国人株主比率は、約20%と低く、現時点においては招集通知の英訳は行っておりません。今後につきましては、外国人株主比率の動向を踏まえ、検討することとしております。

(補充原則1-2-5)実質株主の株主総会出席

当社においては、株主総会への出席者の確認を持参された議決権行使書若しくは本人確認書類と株主名簿の照合により行っております。従いまして信託銀行等の名義にて株式を保有される機関投資家等の株主総会への出席は認めておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

(原則1-4)政策保有株式

当社においては、上場株式・非上場株式に関わらず、取引先との関係強化や地域社会の要請等を踏まえ、業務遂行上有益であるか否かを判断し、政策保有株式を取得または解消しております。政策保有株式の取得・縮減・処分に関しては、経営環境の変化等に対し、適時・適切に対応するために、「職務権限規程」に規定する基準に基づき、機動的に取締役会または代表取締役において判断しております。なお、個別の政策保有株式に関しては、定期的に検証し、毎年6月開催の取締役会において、報告・意見聴取しておりますが、具体的な内容については、保有先企業との取引の守秘性等から開示していません。

また、政策保有株式に係る議決権行使についても、上記と同様の理由から、予め定める基準に縛られることなく、発行会社の業績その他の状況等を都度検討し、代表取締役が判断することとしております。

(原則1-7)関連当事者間の取引

当社グループにおける関連当事者間の取引は、当社と関係会社との取引及び関係会社間の取引が主なものであります。その取引については、当事者の協議により取引契約書を作成し、財務経理部、法務室が審査の上、必要な決裁を経て実施しています。その取引の内容については、財務経理部がチェックするとともに、監査室による関係会社の監査に常勤の監査等委員が立ち会う形式で行い、監査等委員会にその監査結果を報告することとしています。

当社の主要株主は、機関投資家の他、金融機関、創業者であります。金融機関との取引については、職務権限規程に従い、取締役会、グループ経営執行会議又は代表取締役により決裁されております。また、会社と取締役の利益相反取引については、取締役会規程細則により、取締役会にて審議するものとしております。

(原則2-6)アセットオーナー

当社は、確定拠出型年金制度以外の企業年金制度を保有しておりません。従いまして、アセットオーナーとして期待される機能の発揮に必要な専門性を持った人材の登用・育成は急務なものではないと考えております。

なお、確定拠出年金制度の運用に関しては、従業員への説明及び資料提供を定期的に行っております。

(原則3-1)情報開示の充実

1. 経営理念、経営戦略及び経営計画

当社ホームページにおいて、以下のとおり開示しております。

・経営理念 <http://valorholdings.co.jp/ir-management/principle.html>

・経営戦略 <http://valorholdings.co.jp/ir-management/strategy.html>

・経営計画 <http://valorholdings.co.jp/ir-management/plan.html>

なお、事業年度ごとの業績の見直しにつきましては、決算短信等で公表しております。

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書における「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」 「1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。

なお、コーポレート・ガバナンス体制の概要図につきましては、添付資料のとおりであります。

3. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書における「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」 「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」 [取締役報酬関係]に記載のとおりであります。

4. 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

(1)方針

・監査等委員でない取締役候補については、専門知識を有し、マネジメント能力・経営判断能力が優れていること、また重要な業務執行者・中核事業会社の責任者を担う者を指名しております。社外取締役候補については、出身の各分野における豊富な経験と優れた人格・見識を有し、経営に対し客観的かつ多面的な助言・提言ができる者を指名することとしております。

・監査等委員である取締役候補については、出身の各分野における豊富な経験と優れた人格・見識を有し、業務執行の適法性及び妥当性について、的確に監査を行うため財務・会計に関する知見、当グループ事業に関する知識及び企業経営に関する多様な視点を有する者を指名しております。

・取締役の解任については、取締役に法令・定款違反、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合、職務の懈怠等により当社の企業価値を著しく毀損させた場合等に、取締役会にて審議することとしております。

(2)手続

・監査等委員でない取締役候補については、業務執行取締役2名と社外取締役2名で構成する指名・報酬委員会にて検討した上、取締役会にて決定しております。

・監査等委員である取締役候補については、指名・報酬委員会にて検討した上、監査等委員会の同意を得て、取締役会にて決定することとしております。

・取締役の解任については、指名・報酬委員会の答申とともに、監査等委員会の意見を聴取したうえで、取締役会にて決定することとしております。

5. 取締役会が上記4を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

・全ての取締役の個々の選任理由につきましては、株主総会参考書類等において開示しております。

・社外取締役の選任の理由は、本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」 [取締役関係] 「会社との関係(2)」に記載しております。

・取締役の解任の説明(不再任を除く)につきましては、株主総会参考書類等において開示することとしております。

(補充原則4-1-1)

経営陣に対する委任の範囲

当社は「取締役会規程」及び「取締役会規程細則」を定め、取締役会として何を判断・決定するのか明確化するとともに、それに基づき「職務権限規程」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしています。また、グループの事業や業務の執行に関しては、「グループ関係会社管理規程」及び「グループ関係会社権限規程」を定め、経営陣に委任し、必要に応じて取締役会に報告させることとしております。

・取締役会・グループ経営執行会議の機能・役割分担につきましては本報告書「現状のコーポレート・ガバナンスの概要」に記載しております。

(補充原則4-3-2・3) CEOの選解任

CEOの選解任に関する方針と手続につきましては、「(原則3-1)情報開示の充実 4. 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」に記載のとおりであります。

(原則4-9)独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

社外取締役については以下の判断基準・資質に基づき選任しております。

・会社法上の要件、上場証券取引所の定める独立役員資格を充たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないこと。

・最近3年間に於いて、連結売上高の2%を超えない取引先の出身者、または個人においては取引額が1,000万円を超えない者であって、財務・会計・法律・経営等の専門的な知見や企業経営等の経験を有していること。

(補充原則4-11-1)取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

取締役会は、その機能・役割を發揮するため、企画、財務経理、総務人事、IRなどの重要業務や事業会社の経営に必要な知識・経験・能力を有する者、社外取締役など非業務執行の立場から、幅広く客観的な監督と助言ができる者で構成しております。しかしながら、いずれも男性で日本国籍を有する者であり、ジェンダーや国際性の面での多様性面確保についても検討を進めてまいります。

取締役会の規模については、全体としての知識・経験・能力の考え方から、重要な業務執行者、中核事業会社の責任者及び3名以上の社外取締役を含む非業務執行者をバランス良く選任するため、現状では15名前後としております。

なお、取締役の選任に関する方針・手続につきましては、「(原則3-1)情報開示の充実 4. 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」に記載のとおりであります。

(補充原則4-11-2)

取締役における他の上場会社の社外取締役、社外監査役の兼任状況

・社外取締役が他の上場会社の役員を兼務する場合、当社の取締役としての役割・責務を遂行するために必要な時間と労力を確保できる適切な

兼任数は、当社を含め4社以内としております。

・社内取締役において、他の上場会社の役員の兼任はありません。

・取締役の上場会社を含む重要な兼職の状況は、事業報告及び株主総会参考書類並びに有価証券報告書において開示しております。

(補充原則4 - 11 - 3)

取締役会の実効性の評価

当社は毎年1月に、すべての取締役に取締役会のあり方に関するアンケートを実施し、その結果に基づき、2月開催の取締役会において、総合的に分析、評価を行っております。その結果、取締役会は開催手続、審議内容ともに適切に運用されていること、またさらに活性化に向け必要な対応を継続的に実施していることを確認いたしました。

(補充原則4 - 14 - 2)

取締役に對するトレーニングの方針

・社外取締役に当社を迎えるに際し、施設の視察を初め、グループの事業概要・財務情報・戦略、組織等について必要な知識を得る機会を適宜提供しております。

・社内取締役に對しては、会社法及び時々の情勢に適した内容で社外の専門家によるセミナー等への参加や、取締役としての責任と義務、法的リスク等の知識の習得に関する自己啓発を推奨しております。

・監査等委員である取締役に對しては、各種セミナーや他業種との交流会に積極的に参加し、監査等委員として必要な知識の習得及び監査等委員の役割と責務の理解促進に努めております。

(原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、株主との建設的な対話に関する基本方針を以下のとおり定めております。

第1条(基本的な考え方)

当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るべく、株主総会以外の場においても株主との建設的な対話に積極的に取り組み、経営に活かすことにより、さらなる価値創造に努めます。また、建設的な対話を促進するために株主構造の把握に努めるとともに、その基盤となる信頼される情報開示のための社内体制の整備・拡充を進めます。

株主との対話内容については、経営陣幹部・取締役会へのフィードバックをより効果的に行うための仕組み作りに取り組みます。

第2条(組織)

当社は、株主との建設的な対話に関する窓口としてIR室を設置し、その統括責任者をIR室担当役員とします。また、情報開示に関わる部署(財務経理部、総務人事部、広報室)や関係会社との有機的な連携が行われる体制を確保します。

第3条(対話の取り組み、情報開示)

IR室は、株主との具体的な対話及びその基盤となる情報開示について、以下の項目に取り組みます。

(1)決算期、第2四半期において経営トップが参加する決算説明会の開催及び決算説明会資料の当社ホームページへの開示

(2)株主の要望により、経営トップ、財務担当役員、IR担当役員、子会社を含む経営幹部等が参加するミーティング、個別訪問、施設見学会の実施

(3)会社の経営方針、中期経営計画の開示

(4)四半期決算における決算短信に併せて決算説明資料の開示

(5)決算期、第2四半期において、全株主への事業報告(株主通信)の配付

(6)その他、株主の要望による対話及び情報開示に関する検討

第4条(インサイダー情報の管理)

当社は、インサイダー情報の管理に関し、以下の方策に取り組みます。

(1)役員及び従業員(子会社を含む)に対し、「内部情報管理およびインサイダー取引防止に関する規程」等の遵守を徹底します。

(2)東京証券取引所の適時開示情報伝達システム(TDnet)や当社ホームページを活用し、即時・公平な適時開示を基本とします。

(3)ディスクロージャーポリシーを当社ホームページにて開示します。また、特に沈黙期間(決算日の翌日から決算発表まで)においては、業績等に関する対話を行いません。

第5条(対話内容のフィードバック)

IR室は、株主との対話の内容について、株主からの意見・懸念等を記録し、特に緊急かつ重要と判断するものについては、IR担当役員及び担当する経営幹部に速やかに報告するとともに、定期的に取締役会への報告事項とします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
公益財団法人伊藤青少年育成奨学会	2,910,000	5.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,594,800	5.07
農林中央金庫	2,542,800	4.96
株式会社十六銀行	2,536,240	4.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,984,400	3.87
田代正美	1,554,646	3.03
株式会社子雲社	1,326,800	2.59
株式会社三菱UFJ銀行	1,256,240	2.45
中部エージェント株式会社	1,103,472	2.15
田代久美子	900,132	1.75

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

記載すべき事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	14名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
増田陸奥夫	他の会社の出身者													
秦博文	公認会計士													
伊藤時光	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
増田陸奥夫			同氏は、当社の主要な取引先である農林中央金庫の代表理事副理事長でありましたが、当社の社外取締役就任時には、同庫を退任されてから10年を経過しており、社外取締役として一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員に指定することに相当であると判断しております。	同氏は、一般社団法人日本食農連携機構の理事長を務められております。当社は、同機構とコンサルティング契約を締結しておりましたが、現在は契約しておりません。同氏の有する幅広い知識・経験は、社外取締役として一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員に指定することに相当であると判断しております。

秦博文			同氏は、2014年6月まで当社及び当社子会社の中部薬品株式会社の会計監査人である新日本有限責任監査法人の代表社員でありましたが、当社及び当社子会社が会計監査人に支払う報酬と同氏が受け取る報酬との関係はありませんでした。	同氏は、公認会計士の資格を有し、公認会計士 秦博文事務所の所長を務められております。また、同氏及び公認会計士秦博文事務所と当社との間にコンサルタント契約等の事実はありません。同氏の有する幅広い知識・経験は、社外取締役として一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員に指定することに相当であると判断しております。
伊藤時光				同氏は、税理士の資格を有し、伊藤時光税理士事務所所長を務められておりますが、同氏及び同事務所と当社との間にコンサルタント契約等の事実はありません。また、同氏の有する幅広い知識・経験は、社外取締役として一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員に指定することに相当であると判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

- 1 監査等委員会は、監査室所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができることとしております。
- 2 監査等委員会から監査業務に必要な命令を受けた監査室の従業員は、その命令に関して、取締役、監査室長の命令を受けない、また監査等委員会補助者の任命・評価・異動・懲戒は、監査等委員会の意見を徴求し、これを尊重しなければならないこととしております。
- 3 監査室所属の従業員は、監査等委員会から職務の補助を求められた場合は、忠実にその指示命令に従わなければならないが、監査等委員会の指示と監査室の方針が異なる場合は監査等委員会の指示命令が優先することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人の監査報告会への出席のほか、監査の効率性と実効性を高めるために、必要に応じて情報の交換を行うなどして相互に連携・協力します。監査室は、法令遵守の観点からのリスクアプローチによる監査を実施しております。これらの監査結果については、監査報告書にまとめ、監査等委員会に報告を行います。また、この他にも、必要があるときは情報の交換を行います。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役

補足説明

なし

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明 更新

第3回ストックオプション

2015年6月25日開催の第58期定時株主総会において、取締役及び従業員並びに当社子会社取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行する件について承認決議しております。発行当時の取締役に対する新株予約権の付与数は、730個(1個当たりの株式数100株)であります。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明 更新

第3回ストックオプションの付与対象者は、業務執行取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員であります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

取締役報酬の個別開示は、1億円以上の者のみを開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1)基本方針

- ・役員報酬等の構成は、基本報酬と賞与、株式報酬としており、社内・社外の別に応じて設定しております。
- ・社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から基本報酬のみで構成されております。
- ・基本的には優秀な人材を経営者として登用(採用)できる報酬とし、当社の業績や各取締役の業務執行状況、功績、貢献度等を総合的に評価して設定します。
- ・使用人兼務取締役の使用人部分につきましては、従業員の賃金規程に基づき支給しております。
- ・賞与は、株主総会で承認を得た報酬額の範囲内で、過去の支給実績及び当期の業績等を勘案して算定し、支給することとしております。
- ・株式報酬は、株主総会で承認を得た金額の範囲内でポイントを付与し、取締役の退任時にポイントの数に応じた当社株式を交付します。
- ・当社グループの業績向上に対する意欲・士気を高めるため、業務執行取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員を対象にストックオプション制度を設けております。

(2)手続

- ・株主総会に役員報酬総額を上程し、決定された範囲内で設定しております。
- ・取締役の報酬等の額については、透明性・客観性を高めるため取締役会の諮問機関として業務執行取締役2名、社外取締役2名で構成する指名報酬委員会を設置し、指名報酬委員会にて内容を検討した上、取締役会にて決定します。

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役のサポート体制としては、企画部所属の従業員が対応しております。

また、社外取締役が取締役の職務の執行状況を把握するため、グループ経営執行会議での審議事項については、取締役会での報告事項としております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

該当する事項はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

ガバナンス体制の概要

当社は、2015年10月1日付けにて持株会社体制に移行し、経営の意思決定・監督体制と事業の執行体制を分離いたしました。これにより効率的な経営・執行体制の確立を図るとともに社外取締役を選任し、実効性のある高い監督体制の構築と透明性の高い経営の実現に取り組んでいます。また、2016年6月30日には監査等委員会設置会社に移行し、社外取締役を過半数とする監査等委員会を置くことにより、取締役会の監督機能を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。

取締役会

・取締役会は、取締役14名(監査等委員である取締役4名を含む。うち社外取締役3名。)で構成され、経営上の最高意思決定機関として法令および定款に定められた事項並びにグループ全体の重要な政策・経営計画に関する事項を決議するとともに、当社および関係会社の業務執行状況を監督します。原則月1回を目途に定期的開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催します。

・取締役の経営責任を明確化し、また経営環境の急激な変化により迅速に対応できる経営体制を構築するため、監査等委員でない取締役の任期を1年としております。

・業務執行取締役及び社外取締役で構成される「指名・報酬委員会」を設置し、取締役の報酬、取締役候補者について検討しております。

グループ経営執行会議

・持株会社体制への移行に合わせ、業務執行の意思決定と遂行の迅速化を図るため、グループ経営執行会議を設置し、原則月1回定期的に開催しております。

・グループ経営執行会議は、業務執行取締役及び常勤の監査等委員並びにグループ中核会社の代表者により構成され、取締役会から権限を付与され、グループ全てに関わる機動的な業務執行に係る意思決定を行います。

・グループ経営執行会議の決議事項等については、全て取締役会に報告しております。

グループ部長会

・グループの戦略・方策を徹底させ、また機動的な業務遂行を行うために、グループ企業の経営幹部を含めたグループ部長会を原則毎月1回開催しております。

・グループ部長会においては、経営計画の進捗状況や経営状況を把握すると同時に、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

監査等委員会

・監査等委員会は、4名(うち社外取締役3名)で構成され、監査等委員会規程に基づき、法令及び定款に従い監査等委員会の監査方針を定めるとともに、監査報告書を作成します。

監査室

・監査室は社長直轄の組織として設置され、内部監査計画に基づき、グループ各社の業務監査を実施し、グループ全体のコーポレート・ガバナンス体制、内部統制の強化に努めております。

・監査結果については、取締役会、監査等委員会、会計監査人の他関係部署に報告され、健全な業務の運営を確保しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、2016年6月30日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しました。社外取締役を含む取締役会による監督と監査等委員会による厳正な監査によって、十分にコーポレート・ガバナンスが機能すると考えます。また、2015年10月より持株会社へ移行したことにより、関係会社における業務執行に関する意思決定の迅速化を図るとともに、持株会社によるグループ全社のコンプライアンスの徹底及びリスクマネジメントの強化を進める体制が構築されております。

体制図については、添付「当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要」をご覧ください。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の便宜を図るため、株主総会招集通知を法定期日以前に発送することを基本としております。また、発送日以前に当社ホームページに招集通知(全文)を掲載するとともに東京証券取引所の適時開示情報伝達システム(TDnet)により開示しています。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日につきましては、準備にかかる期間及び貸会場の状況等を判断の上、決定しております。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使に関する株主の利便性を勘案し、電子投票制度(パソコン、スマートフォン)を可能としております。
その他	株主に株主総会での報告事項・決議事項を一層理解していただくため、事業報告等と議案の内容をビジュアル化しています。 株主の意見を今後の株主総会の運営に反映することを目的として、出席株主に対するアンケート調査を実施しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、決算期、第2四半期に、決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な事業会社の月次営業情報(和文) ・四半期毎の決算短信、決算補足資料(和文) ・決算期、第2四半期の決算説明会資料(和文) ・非財務情報を含めたアニュアルレポート(和文・英文) 	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR室を設置しております。	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・IR室は、機関投資家の要請に基づき、機関投資家との個別ミーティングや、証券会社等の主催する投資家ミーティングに参加しています。また、上記ミーティングには、代表取締役や財務担当取締役、IR担当取締役が同席する場合もあります。 ・IR室は、決算期、第2四半期に事業報告(株主通信)を作成し、全ての株主に配付しています。 ・IR室は、機関投資家、個人投資家からの電話によるお問合せには、決算情報に関する沈黙期間を除き、全て対応しております。 	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	2014年度までは、リサイクル・省エネ等の活動実績について記載した「環境白書」をホームページに掲載しており、2015年度からは環境活動・CSR活動を含めたアニュアルレポートとして、和文・英文にて掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社及び主要子会社がホームページを作成し、様々な情報を提供しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制及びコンプライアンスの実践については、これを重要な経営事項と認識し、当社が社会からの信頼を得て、社会の発展に貢献するために当社の経営理念、経営の基本方針、遵守すべき行動指針を企業倫理行動指針として定め、コンプライアンス規程とともに全役員、全従業員への徹底を図っております。

リスク管理体制の整備につきましては、損失の危険管理に関するリスクマネジメント規程を定めております。この規程により、全社的な損失の危険を網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確にしております。また、監査室は必要に応じてリスク管理状況の監査を実施し、その結果を取締役会、監査等委員会に報告する体制を取っております。

コンプライアンスの実践につきましては、法令の新設、改正などへの対応など、社内管理体制の整備及び維持発展を図っております。また、法令違反その他コンプライアンスに関する社内管理体制のひとつとして、内部通報規程を定め、監査室を窓口とする内部通報制度の運用を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びグループ企業は、上記基本方針を定め反社会的勢力の排除を徹底しております。なお、反社会的勢力による不当要求を受けた場合、その情報は各事業部及び関係会社から集約され、外部組織(警察・暴力追放推進センター・顧問弁護士等)との連携・協力体制の基に対応してゆく体制を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 更新

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社グループとしての企業価値の源泉、及び当社グループが保有する幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等を十分に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えております。

当社取締役会は、当社株券等に対する大量買付行為であっても、当社の企業価値を増大させ、株主共同の利益を向上させるものであれば、これを否定するものではありません。当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思により決定されるべきものであると認識しております。

しかしながら、近年のわが国の資本市場においては、対象会社への大量買付行為において、その目的から見て企業価値の向上及び株主共同の利益を明白に侵害するおそれのあるもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、このような当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えており、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 企業価値の源泉

当社グループは、1958年(昭和33年)岐阜県恵那市に「株式会社主婦の店」として設立された、セルフサービスを採用したスーパーマーケット1号店である「恵那店」をその起源としております。

その後、スーパーマーケット事業の他にドラッグストア事業、ホームセンター事業、スポーツクラブ事業をチェーン展開するとともに、効率的な流通網の構築に向けて製造・加工業、卸売業、物流業に着手し、店舗運営を支える設備メンテナンス業や資材卸売業等を傘下に持つグループ企業として成長を続けて参りました。

このように各種の事業を展開しております当社グループの企業価値創造の源泉は、以下の3点であると考えております。

(1) チェーンストア経営に基づくオペレーションの単純化・標準化

(2) 事業の多角化とそのノウハウの共有によるシナジー効果

(3) 製造小売業への進化

その中でも特に、製造から流通・販売までを一貫して担う「製造小売業」としてのビジネスモデル構築を目指し、「事業規模の拡大」、「製造小売業への進化」、「現場力の強化」を「3つの歯車」とする経営戦略を体系化しており、今後もこれらの歯車をバランスよく組み合わせ、そのスピードを加速することにより、中長期的な企業価値の向上を図って参ります。

(2) 中期経営計画に基づく取組み

また、当社グループは、2021年3月期を最終年度とする「パログループ中期3ヵ年経営計画」の実現に取り組んでおります。経営戦略にもある「3つの歯車」を柱に、経営効率の改善を図るとともに、次なる成長への基盤を確立します。また、この中期経営計画の遂行を通じ、お客様、お取引先様、株主の皆様等の多様なステークホルダーとの新たな関係性構築を目指しております。なお、その概要は以下のとおりであります。

(1) 基本方針

「店舗数から商品力へのパラダイムシフト」

(2) 重点施策

競争力あるフォーマットへの転換

・主力3事業(スーパーマーケット・ドラッグストア・ホームセンター)では、お客様の来店動機が「近さ」から「商品力」に変わるよう、専門性の追求や強化カテゴリーの魅力度向上を図る。

・スーパーマーケット事業では年間30~40店舗の改装や新設店の大型化・リロケーションを通じ、従来型店舗からの転換を急ぐ。ドラッグストア事業は引き続き成長ドライバーとしての役割を担うものの、改装と併せてリロケーションやスクラップ&ビルドを行い、専門性と利便性を兼ね備えた競争力ある店舗への転換を図る。

・資産効率の改善に向けて、グループの経営資源を有効に活用するとともに、上記の効果が見込めない不採算店舗については、3ヵ年で閉鎖や業態転換を進める。

製造小売業への進化

・お客様に選ばれる商品力、外販可能なサービス品質・コスト競争力を実現する。

新たな成長軸の確立

・スポーツクラブ事業では、低投資かつ月会費を抑えたフィットネスジム「Will_G(ウィルジー)」を3ヵ年でFC展開を併せて200店舗以上出店し、店舗網の早期構築によりシェアの向上を図る。

・地域の社会的課題を解決する機能の提供やインターネット販売業の展開拡大など、グループの経営資源を活かしながら、リアル店舗と共生する事業を育成する。

(3) 配当方針

今後の長期的・安定的な事業展開に備え、企業体質の強化のために内部留保を高めつつ、株主の皆様に対して、安定的かつ継続的な利益還元を行うことを基本方針としております。この方針に基づき、連結配当性向25%を中長期的目標としております。

なお、この中期経営計画の期間終了後については、改めて新たな中期経営計画を策定し、公表する予定であります。

(3) コーポレートガバナンスの取組み

当社は、2015年6月より適用が開始されたコーポレートガバナンス・コードに対応するため、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定し、その対応状況等の内容を記載した「コーポレートガバナンス報告書」について、内容に変更がある都度更新し、株式会社東京証券取引所に提出しております。

また当社は、2015年6月開催の当社第58期定時株主総会の承認を得て、同年10月より持株会社体制へ移行しました。これにより、当社が当社グループの戦略機能を担い、経営資源の最適配分により企業価値の最大化を図るとともに、事業会社の業務執行に対する監督機能を担うことでガバナンスの強化を推進する体制としました。また、持株会社と事業会社の組織体制を見直すとともに、責任と権限を明確化し、業務執行の迅速化

と監督機能の強化を図っております。なお、業務執行の迅速化に向けては「グループ経営執行会議」を設置し、事業会社の投資案件等の決裁を行うとともに、各事業会社の経営課題等を共有しております。

2016年には、同年6月開催の当社第59期定時株主総会の承認を得て、監査等委員会設置会社に移行し、更にガバナンスの強化を図る体制としました。

当社取締役会は、持株会社の業務執行及び事業会社の業務執行を行う監査等委員でない取締役10名と監査等委員である取締役4名(うち社外取締役3名)の計14名で構成されております。なお社外取締役3名は、いずれも株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。

また、社内取締役2名と社外取締役2名で構成される「指名・報酬委員会」を設置し、取締役会の透明性を確保しております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(1) 本プラン更新の目的

当社は、上記1の基本方針に記載のとおり、当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の実現に資する大量買付行為自体を否定するものではありません。しかしながら、当社の企業価値の源泉であるビジネスモデル等を理解せず、一部の事業や資産に着目した、短期的な利益実現を目的とした大量買付行為が行われる可能性は否定できないと考えております。

当社としては、このような状況下でかかる大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の実現に資するものであるか否か、株主の皆様適切にご判断いただき、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、株主の皆様に対して代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、旧プランに所要の修正を加えたうえで、以下のとおり本プランとして更新することを決定し、2017年6月29日開催の第60期定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ました。

本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めており、その概要は以下のとおりです。なお、本プランの詳細につきましては、当社のホームページ(<http://www.valorholdings.co.jp/>)で公表している2017年5月9日付プレスリリース「会社の支配に関する基本方針の改定及び当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)の更新に関するお知らせ」をご参照ください。

(1) 本プランに係る手続の設定

本プランは、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者による当社株券等に対する20%以上の買付け等が行われる場合に、当該大量買付者に対し、事前に当該大量買付行為に関する情報の提供を求め、当社が、当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様当社取締役会の代替案等を提示したり、当該大量買付者との交渉等を行ったりするための手続を定めています。

(2) 大量買付行為に対する対抗措置

大量買付者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、当社は、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てるものです。

本プランに従って割り当てられる新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)には、(1)大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、(2)当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

(3) 独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。独立委員会は3名以上5名以下の委員により構成され、公正で中立的な判断を可能とするため、委員は、社外取締役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役、監査役、執行役員又は執行役員として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。

(4) 情報開示

当社は、本プランに基づく手続を進めるにあたって、大量買付者が出現した事実、大量買付者から十分な情報が提供された事実、取締役会の判断の概要、独立委員会の判断の概要、対抗措置の発動又は不発動の決定の概要、対抗措置の発動に関する事項その他の事項について、株主の皆様に対し、適時適切に開示いたします。

4. 本プランの合理性(本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由)

当社取締役会は、本プランが、以下の理由により、上記1.の基本方針の実現に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針(経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」)の要件等を完全に充足していること

(2) 企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上を目的として更新されていること

(3) 株主意思を重視するものであること

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

(5) 合理的な客観的要件の設定

(6) 独立した地位にある第三者専門家の助言の取得

(7) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示に係る社内体制】

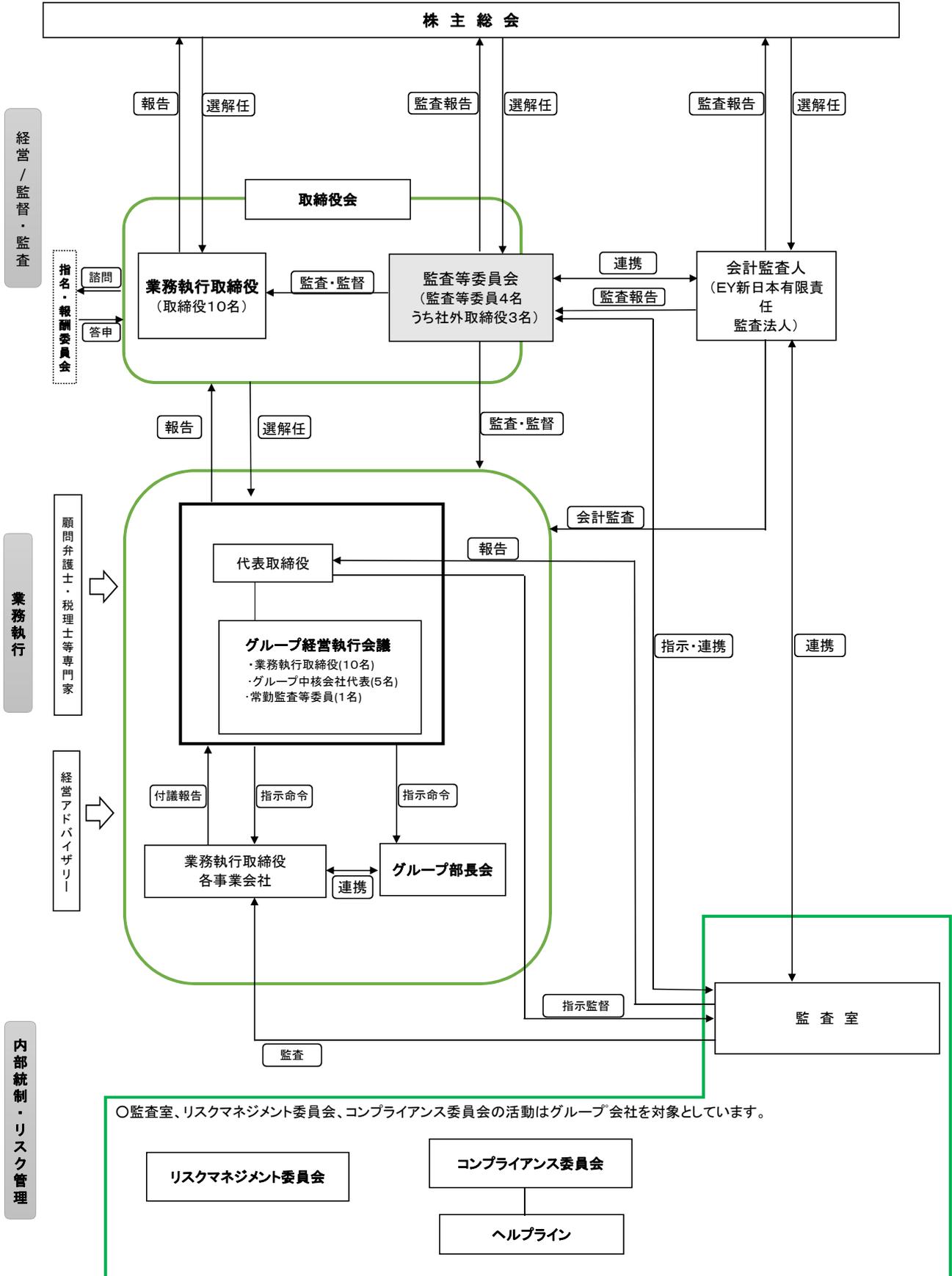
1. 決定事実に関する社内体制

当社は、「取締役会規程」及び「グループ経営執行会議規程」に基づき、当社及び子会社・関連会社の重要事項については、原則毎月開催される取締役会又はグループ経営執行会議にて審議されます。総務部は、取締役会又はグループ経営執行会議に上程される議案を確認し、財務経理部、IR室、広報室、法務室等と協議の上、適時開示が必要と判断した場合には、会議において決議された後、速やかに適時開示を行う体制としております。

2. 発生事実に関する社内体制

当社グループにおいては、当社及び子会社・関連会社において重要な事項が発生した場合には、当社の社長及び総務部に報告することとしております。総務部は、財務経理部、IR室、広報室、法務室等と協議の上、適時開示が必要と判断した場合には、社長の承認の上、速やかに適時開示を行う体制としております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要



「適時開示体制の模式図」

